東海ノア
（東海 NOAH）

第２４号（平成１８年６月発行）
東 海 ノ ア 協 定 事 務 局
（原子力機構・原子力科学研究所内）
Telephone：029-282-5801
E-mail：t-noah@jaea.go.jp

東海ノア通信 第２４号 をお届けします。

平成 18 年度に入り、東海ノアでは「平成１８年度年間基本活動計画」に基づく活動を展開しております。昨年度は、日本原子力研究開発機構の発足を機に「原子力事業所安全協力協定」の改正を行いました。今年度はこれまでの活動を振り返り、加盟事業所の協力のもと、活動の見直し・推進に向けて積極的に取り組んで参りたいと考えております。

東海ノア協定に基づく活動状況は、適宜、ホームページでも紹介します。

アドレスは、http://tnoah.tokai-sc.jaea.go.jp/ です。

トピックス

☆活動状況

- 第１４回安全協力委員会の開催
- 第３４回活動推進幹事会の開催
- 自主保安に関する点検協力活動
- 安全教育に関する活動
- 情報交換に関する協力活動

☆加盟事業所からの事業所紹介

☆今後の活動予定

東海 NOAH：
東海村（東海）、那珂市（N）、大洗町（O）、旧旭村（A）…現鉾田市、ひたちなか市（H）

活動状況

○第１４回 安全協力委員会の開催（平成１８年３月１６日）

主な議題 (1)平成１７年度 活動状況について

(2)平成１８年度 年間活動基本計画について

(3)その他

○第３４回 活動推進幹事会の開催（平成１８年５月１８日）

主な議題 (1)平成１８年度 第１回自主保安点検協力活動の実施について

(2)平成１８年度 東海ノア通報訓練の実施について

(3)平成１８年度 茨城県主導通報連絡訓練における東海ノアの対応について

(4)その他

自主保安に関する点検協力活動

協定に加盟している事業所を対象に、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、核燃料取扱主任者、衛生管理者、防火管理者等の実務経験のある専門家を派遣し、安全管理について様々な観点から確認、意見交換を行い、事業所の安全管理の向上に役立てるための活動を行っております。

○平成１７年度 第２回自主保安に係る点検協力活動

３月２３日（木）、東海ノアより日本原子力発電株式会社 東海発電所・東海第二発電所に、自主保安点検協力活動（平成 18 年２月６日実施）報告書が手交されました。

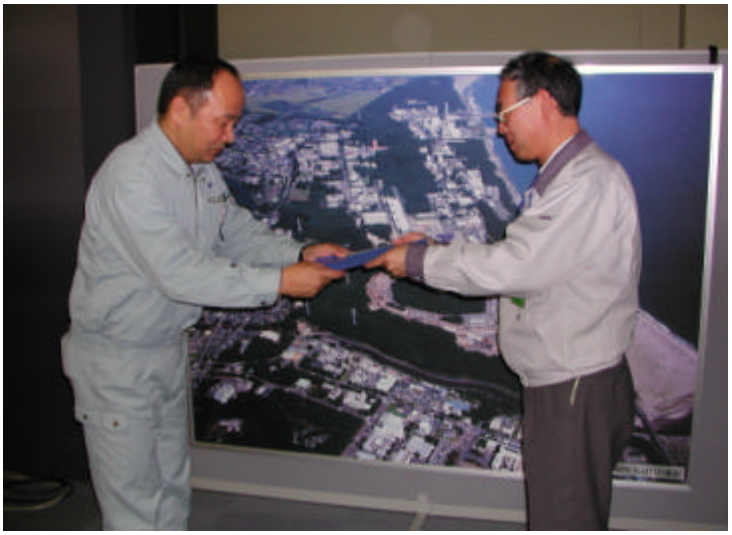

日本原子力発電株式会社東海発電所・東海第二発電所、関総務サブマネージャ（写真左）に、報告書を手交する吉田幹事長

○平成１８年度 第１回自主保安に係る点検協力活動

今年度第１回目の活動は、日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所を対象に７月実施を予定しております。

点検協力活動の詳細については、次号にて紹介いたします。

安全教育に関する協力活動

○加盟事業所で主催する非常事態訓練の見学

平成１８年３月７日、日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所において非常事態訓練が実施されました。

訓練は、再処理施設内で火災が発生し２名が負傷、応急措置を施した後、原子力科学研究所と連携して外部医療機関に搬送を行うという想定で行われ、東海ノアからは５名が見学に参加しました.

核燃料サイクル工学研究所
現地対策本部の様子

負傷者を搬送する訓練の
様子

（写真提供：核燃料サイクル工学研究所）

加盟事業所からの事業所紹介

『わが社の安全活動と従業員教育の取組みについて』

第一化学薬品株式会社　薬物動態研究所

わが社では、新規に開発される「医薬品の安全性評価」に関する研究受託事業を行っており、ラジオアイソトープ(RI)である ^{3}H、^{14}C 等で標識した開発医薬品（RI 標識医薬品）をトレーサーとして用い、医薬品の「生体内への吸収、分布、代謝、排泄」を調べて、安全性を評価しております。

また、RI を使用しない業務、即ち、高感度分析機器を用いて薬物濃度の分析を行う業務が増え、近年では全体業務の３～4 割を占めております。

このような事業内容は、加盟事業所の中では特異な存在かと思われますので、安全活動の取組みをご紹介するに当り、先ず、事業所の特徴をご説明させて頂きます。

第 1 の特徴は、医薬品開発関連事業であることから、薬事法の規制を受ける点であります。実験室での非臨床試験実施基準（GLP：Good Laboratory　Practice）に基づき、予め定めた標準操作手順に従って、医薬品の評価試験を実施しなければなりません。GLP では、RI 標識医薬品は「被験物質」として定義され、放射線障害防止法（障防法）と同様、保管施設での集中管理が求められています。貯蔵室から必要時に実験室に持込み、使用後返却する管理を徹底しており、非 RI 標識の医薬品も「被験物質」として、同様に集中管理しております。唯一の例外は、RI 標識医薬品の合成及び精製において大半の工程を海外で行い、当施設内では最終工程反応や最終化合物精製の業務にほぼ限定されております。結果

として、化学的には極めて安定な化合物のみを取扱うことに繋がっております。

第２の特徴は、RI の「使用施設」ですので障防法に規制されますが、取扱う RI のエネルギーが極めて低いことから、労働安全衛生法に定める「有害放射線業務」の適用は受けません。また、管理区域は施設の６割を超え、放射線業務従事者の約半数は女性であることも、他の加盟事業所と大きく異なる点だと思います。このような当施設・管理区域をイメージして頂くには、大学の生化学実験室を想像願えれば、より実態に近いと思われます。

周辺住民に対する施設見学会を実施した際、新聞社からの取材申し入れを受けたことがありました。その折り、管理区域内を案内中、「どこからが管理区域ですか」との質問があり、その記者の想像されていたホットセルやグローブボックスがなく、ありふれた研究施設であったことから落胆されたようで、記事にしたいという話はありませんでした。

このような管理区域における「安全管理の課題」は、放射線業務従事者の個人行動に付随する、ごくありふれた身の回りの問題が大半を占めることも特徴です。有機溶媒の飛沫が目に入ってしまった。ガラス器具が破損し、手に負傷した等の事例が、毎年若干発生しており、従業員教育をさらに強化することで改善を目指しております。

以上のような事業特性による状況をご理解の上、次に、わが社の安全管理と従業員教育に関する取組みの事例についてご紹介いたします。

１．労働安全衛生

法定的な安全衛生委員会活動の中に「安全パトロール」を組み込み、実施しております。安全衛生委員２名が毎月持ち回りで、施設全体の安全点検パトロールを行い、改善箇所や危険所見があれば、各施設管理責任者に連絡・勧告し、期日までに改善が図られた事を確認後、委員会に

報告するものです。委員会では討議結果を報告書として掲示すると共に、職制を通して周知・徹底を図っております。

２．従業員教育

新規配置の社員等を対象に、法令遵守事項（GLP、障防法）や社内規則等の内容の他に、個人の行動に密接な安全教育に重点を置いた集中教育を実施しております。管理区域での安全対策や薬品・試験材料の安全取扱いと廃棄物の分別等を実地に研修することや過去の労働災害の事例についても教訓として紹介しております。一般社員等を対象としては、法定定期教育（GLP、障防法等）や教育研修制度の活動の他に、小集団活動（チームでの改善活動であり、ひまわり活動と称し、13 年の活動歴）や提案制度（優秀な改善提案した個人を表彰）を通して、社員の安全意識高揚に活用しております。

３．防災活動の取組み

会社全体としての取組み（危機管理ガイドの作成）に加え、当施設としても防災の規定を定めて緊急時の体制や行動等を明確にしており、社員の防災意識高揚と啓蒙に務めております。実践的には、年１回、東海村消防署のご指導の下、総合防災訓練を行っており、県主導の通報連絡訓練をこの一環として実施している点は、他の加盟事業所と同様であります。

このほか、わが社では、社会問題となっているコンプライアンスの徹底に対する活動として、「ディシプリン（基本動作・規律・規範）を大切にする運動」を推進しております。本来、社会人、企業人としてあるべき姿の基本に立ち返って、一人一人が「規律、規範の遵守」、「正しい基本動作の励行」、「誠実で洗練された品格ある行動」をしっかり身につけ、

企業文化として高め、結果として、社会から支持、信頼される企業であり続けることを目指しております。

　このようなわが社の姿勢は、「茨城県原子力安全協定」の目指す処を実現するために誠実に行動することに繋がっており、今後とも変わることなく、事業所周辺の安全確保を最優先に対応して参る所存であります。

以上

今後の活動予定

・平成１８年度第１回自主保安に係る点検協力活動・・・・・・７月
・活動推進幹事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８月

編 集 後 記

東海ノアの活動につきましては、加盟事業所の皆様方よりご理解・ご協力をいただき日頃より感謝いたしております。

東海ノア協定が締結され７年目を迎えました。

今年度は、原子力機構の３事業所で自主保安点検協力活動が予定されており、すべての加盟事業所が実施されることとなります。

今年度は、これまでの活動を振り返り、加盟事業所のご協力を戴きながら、活動の見直しを図っていきたいと考えております。

東海ノアに関するご意見、ご要望等がございましたら、事務局までお寄せください。

（東海ノア協定事務局）